平成２６年（フ）第１４９号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目25番１号ヴィンテージ武庫之荘108号、前住所兵庫県尼崎市富松町２丁目23番13号ＳＨＩＫＯＫＵ102―205号
債務者　寶満　和也
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１８号
兵庫県尼崎市潮江１丁目７番１―705号
債務者　山本佐登子
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７号
北海道小樽市富岡２丁目４番１号、前住所北海道小樽市富岡１丁目13番６号　福来軒方
債務者　加藤　一憲
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第３０号
福島県本宮市本宮字土樋32番地５
債務者　川名ケイ子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
石川県白山市旭町22番地２　朝日プラザ松任ステーションサイド405号室、従前の住所石川県白山市田中町781番地
債務者　金井皓吉こと　金　　皓吉
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１２９号
金沢市大浦町ホ25番地１　ホームいこい111号室、従前の住所金沢市円光寺３丁目４番１号
債務者　鏡堂　政美
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７０号
福井県吉田郡永平寺町谷口第13号63番地
債務者　草原　麻里
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７２号
福井県越前市国兼町第４号27番地の３　サンスイ機工株式会社第１国兼寮201、旧住所札幌市中央区南３条西９丁目998番地３　アパタワーズ札幌大通公園915号
債務者　駒井　信昌
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
福井県敦賀市泉ケ丘町16番地の14
債務者　北野　久美
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第１８号
福井県敦賀市泉ケ丘町16番地の14
債務者　北野麻衣子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第１９号
福井県敦賀市港町９番12号
債務者　矢田　豊彦
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第２３８号
長野県松本市大字寿豊丘375番地４
債務者　森　　房子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４５号
長野県東筑摩郡山形村6775番地６、住民票上の住所長野県東筑摩郡山形村6775番地
債務者　上條　　晶
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第７４号
長野県松本市笹部２丁目１番35―６号　メゾンくらまえＢ―205
債務者　原山とし江
1　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２４号
岐阜県美濃加茂市下米田町小山513番地、前住所岐阜県美濃加茂市下米田町小山672番地
債務者　三宅　正人
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１５９号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目37番７号　武本方
債務者　山崎達也こと　金　　成愚
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２６号
兵庫県芦屋市大東町16番３―201号
債務者　黒田　耕二
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係